

令和5年12月定例会

提出予定議案の概要
(予算を除く)

八代市

<u>開会日提出予定議案</u>	……………	1
事件議案	6件	…………… 1
条例議案	9件	…………… 2
<u>追加提出予定議案</u>	……………	7
人事議案	3件（閉会日提出予定）	…………… 7
<u>議案以外の諸報告</u>	1件	…………… 7

開会日提出予定議案

事件議案（6件）

議案第110号 指定管理者の指定について （デジタル推進課）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの

施設名 八代市有線テレビジョン放送施設等

指定管理者となる団体 テレビやつしろ株式会社

指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第111号 指定管理者の指定について （商工・港湾振興課）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの

施設名 サンライフ八代

指定管理者となる団体 一般財団法人サンライフ八代

指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第112号 指定管理者の指定について （商工・港湾振興課）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの

施設名 八代市働く婦人の家

指定管理者となる団体 一般社団法人八代弘済会

指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第113号 指定管理者の指定について （観光・クルーズ振興課）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの

施設名 八代市さかもと温泉センター

八代市坂本憩いの家

指定管理者となる団体 さかもと温泉センター株式会社

指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第114号 指定管理者の指定について （観光・クルーズ振興課）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの

施設名 八代市ふれあいセンターいずみ

八代市農林産物流通加工施設

指定管理者となる団体 株式会社いずみ

指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第115号 財産の無償譲渡について

(生涯学習課)

財産の無償譲渡について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるもの 別紙位置図

(1) 譲渡する財産

ア 建物

所在地 八代市坂本町葉木4259番地

構造 木造平家建

延べ面積 109.55平方メートル

イ アに附属する家具、備品一式

(2) 譲渡の相手方

大門地区

条例議案(9件)

議案第116号 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

(人事課)

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給月数を改定(年間支給月数を0.1月分引上げ)するもの

(1) 令和5年度(公布の日施行(適用日:令和5年12月1日))

支給期	現 行	改定後	改定月数
6月期	1.65月	1.65月	—
12月期	1.65月	<u>1.75月</u>	0.1月
合 計	3.30月	<u>3.40月</u>	0.1月

(2) 令和6年度以降(令和6年4月1日施行)

支給期	改定後(令和5年度)	改定後(令和6年度以降)	改定月数
6月期	1.65月	<u>1.70月</u>	0.05月
12月期	1.75月	<u>1.70月</u>	△0.05月
合 計	3.40月	3.40月	—

議案第117号 八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

(人事課)

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長、教育長及び識見を有する者の中から選任された常勤の監査委員の期末手当の支給月数を改定(年間支給月数を0.1月分引上げ)するもの

(1) 令和5年度(公布の日施行(適用日:令和5年12月1日))

支給期	現 行	改定後	改定月数
6月期	1.65月	1.65月	—
12月期	1.65月	<u>1.75月</u>	0.1月
合 計	3.30月	<u>3.40月</u>	0.1月

(2) 令和6年度以降（令和6年4月1日施行）

支給期	改定後（令和5年度）	改定後（令和6年度以降）	改定月数
6月期	1. 65月	<u>1. 70月</u>	0. 05月
12月期	1. 75月	<u>1. 70月</u>	△0. 05月
合計	3. 40月	3. 40月	—

議案第118号 八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

(人事課)

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給月数を改定するもの

(1) 八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

初任給を始め若年層に重点を置いて給料表全体を引上げ(平均1.1%引上げ。

対象職員1, 170人)

《施行日》公布の日施行(適用日:令和5年4月1日)

イ 期末勤勉手当の改定

一般職員及び特定幹部職員の期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引上げ

再任用職員の期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

《施行日》令和5年度分:公布の日施行(適用日:令和5年4月1日)

令和6年度以降分:令和6年4月1日施行

【期末勤勉手当支給月数】

			6月期			12月期			年間		
			期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計
一般職員 (再任用を除く)	令和5年度	改定前	1.20	1.00	2.20	1.20	1.00	2.20	2.40	2.00	4.40
		改定後	1.20	1.00	2.20	<u>1.25</u>	<u>1.05</u>	<u>2.30</u>	<u>2.45</u>	<u>2.05</u>	<u>4.50</u>
	令和6年度以降	<u>1.225</u>	<u>1.025</u>	<u>2.25</u>	<u>1.225</u>	<u>1.025</u>	<u>2.25</u>	<u>2.45</u>	<u>2.05</u>	<u>4.50</u>	
特定幹部職員	令和5年度	改定前	1.00	1.20	2.20	1.00	1.20	2.20	2.00	2.40	4.40
		改定後	1.00	1.20	2.20	<u>1.05</u>	<u>1.25</u>	<u>2.30</u>	<u>2.05</u>	<u>2.45</u>	<u>4.50</u>
	令和6年度以降	<u>1.025</u>	<u>1.225</u>	<u>2.25</u>	<u>1.025</u>	<u>1.225</u>	<u>2.25</u>	<u>2.05</u>	<u>2.45</u>	<u>4.50</u>	
再任用職員	令和5年度	改定前	0.675	0.475	1.15	0.675	0.475	1.15	1.35	0.95	2.30
		改定後	0.675	0.475	1.15	<u>0.70</u>	<u>0.50</u>	<u>1.20</u>	<u>1.375</u>	<u>0.975</u>	<u>2.35</u>
	令和6年度以降	<u>0.6875</u>	<u>0.4875</u>	<u>1.175</u>	<u>0.6875</u>	<u>0.4875</u>	<u>1.175</u>	<u>1.375</u>	<u>0.975</u>	<u>2.35</u>	

※特定幹部職員:政策審議監、市長公室長、部長、議会事務局長及び総括審議員の職にある職員

※再任用職員:高齢者雇用の推進等のため、定年退職者のうち改めて採用された職員

(2) 八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

特定任期付職員の給料表を一般職の職員との均衡を基本に引上げ（平均改定率

1. 1%引上げ。対象職員1人）

《施行日》公布の日施行（適用日：令和5年4月1日）

イ 特定任期付職員に係る期末手当の改定

期末手当の年間支給月数を0. 1月分引上げ

《施行日》令和5年度分：公布の日施行（適用日：令和5年4月1日）

令和6年度以降分：令和6年4月1日施行

【期末手当支給月数】

			6月期	12月期	年間
特定任期付職員	令和5年度	改定前	1.65	1.65	3.30
		改定後	1.65	<u>1.75</u>	<u>3.40</u>
	令和6年度以降		<u>1.70</u>	<u>1.70</u>	<u>3.40</u>

(3) 八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員に適用される給料表の改正

ア 給料表の改定

一般職の職員との均衡を基本に引上げ（対象職員643人）

《施行日》公布の日施行（適用日：令和5年4月1日）

イ 期末手当の改定

期末手当の年間支給月数を0. 05月分引上げ

《施行日》令和5年度分：公布の日施行（適用日：令和5年4月1日）

令和6年度以降分：令和6年4月1日施行

【期末手当支給月数】

			6月期	12月期	年間
会計年度任用職員	令和5年度	改定前	1.20	1.20	2.40
		改定後	1.20	<u>1.25</u>	<u>2.45</u>
	令和6年度以降		<u>1.225</u>	<u>1.225</u>	<u>2.45</u>

議案第119号 八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について (市民課)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンに利用者証明用電子証明書が記録可能となったことを受けて、当該スマートフォンを利用した証明書の多機能端末機による交付（以下「コンビニ交付」という。）を開始するため、所要の改正を行うもの（規則で定める日施行）
（マイナンバーカードに加えスマートフォンを利用したコンビニ交付が可能な証明書等）

- ・所得・課税に関する証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書

議案第120号 八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

(土木課)

本来、自転車専用の通行空間を確保する必要があるにもかかわらず、自転車道の設置に必要な幅員（2メートル以上）を確保できない等により、これを整備できていない状況が生じている。他方、近年では全国的に、道路交通法の規定に基づく普通自転車専用通行帯の設置が進んでおり、そのことにより自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が確認されている。

これに伴い、自動車との接触や歩行者との衝突等を避け、自転車を安全かつ円滑に通行させるために自転車通行帯を設置するに当たり、道路構造令（政令）に基づき、これに係る基準を定め、及び自転車道に係る基準を改正するもの（公布の日施行）
（改正内容）

(1) 自転車通行帯の基準

安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合で、次のいずれかに該当するもの

- ① 自動車及び自転車の交通量が多い道路
- ② 自転車のみ交通量が多い道路
- ③ 自動車及び歩行者の交通量が多い道路

(2) 自転車道の基準

設計速度が1時間につき60キロメートル以上である道路

議案第121号 八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

(住宅課)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、この条例において使用する「入居資格」に係る引用条項の整理を行うもの（令和6年4月1日施行）

議案第122号 八代市再建住宅条例の制定について

(住宅課)

国において取り組む宅地かさ上げ事業の対象地区住民の仮住まいとしての住宅を設置するに当たり、所要の条例を制定するもの

- (1) 名称 市民球場再建住宅
- (2) 入居資格者 宅地かさ上げ事業の実施に当たり、仮住まい先の確保が困難な者
- (3) 家賃 月額5,000円

議案第123号 八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(下水道総務課)

公営企業（住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体）が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、国（総務省）から令和5年度までに法非適用企業の公営企業会計への移行が求められていることを鑑みて、本市における法非適用企業を公営企業会計に移行するに当たり、所要の改正を行うもの（令和6年4月1日施行）

(主な改正内容)

下水道事業の区域及び施設の追加

事業	区域	施設
農業集落排水事業	八代市農業集落排水処理施設条例（平成17年八代市条例第143号）別表第1に掲げる区域	八代市農業集落排水処理施設条例別表第1に掲げる施設
公共浄化槽等整備推進事業	八代市公共浄化槽条例（平成17年八代市条例第199号）第2条第2項に規定する浄化槽処理促進区域	八代市公共浄化槽条例第2条第1項に規定する公共浄化槽

※附則により、前述の公営企業会計への移行に伴う八代市特別会計条例の一部改正を行い、次の特別会計を削除する。

- ・ 農業集落排水処理施設事業特別会計
- ・ 公共浄化槽等整備推進事業特別会計

議案第124号 八代市久連子及び椎原財産区管理会条例の一部改正について

(水産林務課)

久連子及び椎原財産区管理会管理委員について、財産区の人口減少と高齢化により委員の確保が困難であることから、その定数を変更するに当たり、所要の改正を行うもの（公布の日施行）

(改正内容)

久連子及び椎原財産区管理会管理委員の定数	
改正前	改正後
7人	7人以内

追加提出予定議案（3件）

人事議案（3件） 閉会日提出予定

議案第125～127号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員（任期3年）のうち、3人が令和6年3月31日に任期満了となることから、法務大臣に委員候補者を推薦することについて人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるもの

議案以外の諸報告（1件）

報告第14号 専決処分報告書

位置図



※この位置図は、令和2年7月豪雨以前の地形図により作成したもの